9　N33°58′36″E131°12′15″の地点、N33°53′27″E130°53′56″の地点、N33°52′47″E130°51′40″の地点、N33°43′51″E130°54′45″の地点、N33°44′58″E130°59′45″の地点、N33°48′29″E131°14′25″の地点及びN33°58′36″E131°12′15″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m以上4,900m以下のもの

10　N33°22′19″E129°34′06″の地点、N32°57′52″E129°12′35″の地点、N32°39′17″E129°22′46″の地点、N32°40′53″E129°30′41″の地点、N32°43′12″E129°33′23″の地点、N32°43′12″E129°53′25″の地点、N32°25′22″E129°53′25″の地点、N32°25′22″E129°59′13″の地点、N32°25′22″E130°23′06″の地点、N32°27′34″E130°22′15″の地点、N32°44′07″E130°17′35″の地点、N32°49′50″E130°22′18″の地点、N33°03′09″E130°21′04″の地点、N33°09′15″E130°20′28″の地点、N33°20′24″E130°09′55″の地点、N33°09′21″E129°52′52″の地点、N33°06′15″E129°38′18″の地点及びN33°22′19″E129°34′06″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度5,200m以下のもの

11　次に掲げる区域の直上空域で高度5,500m以下のもの

イ　福岡ＶＯＲＴＡＣ（N33°41′E130°23′）を中心とする半径81㎞の円内の区域のうちN34°15′54″E130°56′55″の地点とN34°09′37″E129°42′00″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの

ロ　N33°45′08″E129°46′56″の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN34°00′07″E129°46′26″の地点とN33°44′47″E129°28′57″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ハ　N34°15′54″E130°56′55″の地点、N34°09′37″E129°42′00″の地点、N34°00′07″E129°46′26″の地点、N33°44′47″E129°28′57″の地点、N33°41′38″E129°29′02″の地点、N33°22′19″E129°34′06″の地点、N33°06′15″E129°38′18″の地点、N33°09′21″E129°52′52″の地点、N33°20′24″E130°09′55″の地点、N33°09′15″E130°20′28″の地点、N33°03′09″E130°21′04″の地点、N33°03′53″E130°33′03″の地点、N33°46′21″E130°28′50″の地点、N33°51′11″E130°45′58″の地点、N33°51′35″E130°47′20″の地点、N34°01′33″E130°54′04″の地点及びN34°15′54″E130°56′55″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（周防ＶＯＲ（N33°51′E131°02′）を中心とする半径22㎞の円内の区域に係るものを除く。）

12　周防ＶＯＲを中心とする半径22㎞の円内であって、かつ、芦屋タカン（N33°53′E130°39′）を中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN33°59′05″E130°55′38″の地点とN33°53′27″E130°53′56″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33°53′27″E130°53′56″の地点、N33°52′47″E130°51′40″の地点及びN33°51′35″E130°47′20″の地点を順次に結ぶ直線の北側にあるものの直上空域で高度2,450m以上5,500m以下のもの

13　次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以上5,500m以下のもの

イ　福岡ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径81㎞の円内の区域のうちN34°15′54″E130°56′55″の地点とN34°11′28″E131°02′45″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

ロ　N34°15′54″E130°56′55″の地点、N34°01′33″E130°54′04″の地点、N33°59′05″E130°55′38″の地点、N34°11′28″E131°02′45″の地点及びN34°15′54″E130°56′55″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（12に係る区域を除く。）

14　N34°16′48″E131°08′22″の地点、N34°15′02″E130°58′13″の地点、N34°11′28″E131°02′45″の地点、N33°59′05″E130°55′38″の地点、N33°53′27″E130°53′56″の地点、N33°58′36″E131°12′15″の地点及びN34°16′48″E131°08′22″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（13に係る区域を除く。）の直上空域で高度3,650m以上5,500m以下のもの

○国土交通省告示第千百四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき告示した管制業務を行う空港等その他管制業務の内容のうち、大分空港に係る内容を次のように変更し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

空港等	管制業務を行う機関	管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
大分空港	大分空港事務所	飛行場管制業務	大分タワー	7時30分から22時30分まで
	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	

○国土交通省告示第千百五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項の規定に基づき指定した航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき定めた航空交通情報の提供に関する業務を行う機関のうち、民間訓練試験空域のＫＳ３－４－３、ＫＳ３－４－５及びＫＳ３－６に係る内容を次のように変更し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
ＫＳ３－４－３	福岡空港事務所	7時30分から22時30分まで
ＫＳ３－４－５	福岡空港事務所	7時30分から22時30分まで
ＫＳ３－６	福岡空港事務所	7時30分から22時30分まで

○国土交通省告示第千百六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和八年九月四日から十月三日までの毎日午前九時から午後六時までの間に限る。）。

令和八年九月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

北緯三十四度四十八分三十秒東経百三十七度十五分の地点、北緯三十四度四十八分東経百三十七度十四分十二秒の地点、北緯三十四度四十七分〇四秒東経百三十七度十四分十二秒の地点を順次に結んだ線及び北緯三十四度四十七分東経百三十七度十四分十二秒の地点、北緯三十四度四十五分四十八秒東経百三十七度十四分十二秒の地点、北緯三十四度四十五分十八秒東経百三十七度十四分四十八秒の地点、北緯三十四度四十五分十二秒東経百三十七度十七分十八秒の地点、北緯三十四度四十五分四十八秒東経百三十七度十七分五十四秒の地点、北緯三十四度四十七分四十八秒東経百三十七度十七分五十四秒の地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域